

記

1. 提案する議題

- (1) 定款一部変更の件(1)
- (2) 株式分割の件
- (3) 定款一部変更の件(2)
- (4) 定款一部変更の件(3)
- (5) 自己株式の消却の件
- (6) 剰余金の処分の件
- (7) 定款一部変更の件(4)
- (8) 定款一部変更の件(5)
- (9) 定款一部変更の件(6)

2. 議案の要領及び提案の理由等

- (1) 定款一部変更の件(1)

① 議案の要領

定款「第3章 株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（決議事項）

第12条

当社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、株式分割に関する事項について決議することができる。

② 提案の理由

当社株式の最低売買金額は3,700千円（2022年4月5日終値から計算）と極めて高いため、株式の流動性が極めて低く、投資家の投資意欲を失わせる要因となっている。また、当社の株主数は327名（2021年3月時点）と、東証のスタンダード市場の基準である400名を下回り、これもバリュエーションを低下させる要因となっている。

この点、全国証券取引所協議会及び東証は、上場株式の最低売買金額が5万円以上50万円未満となるよう要請しており、東証の上場会社の95%が50万円未満となっている（2022年4月5日時点）。

株式の流動性を向上させ、バリュエーションを高め、上場維持するために、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行うべきである。これにより、最低売買金額を引き下げ、より多くの投資家が当社株式を購入することが可能となる。

そこで、株主総会において株式分割に関する事項を決議できるよう、定款を「議案の要領」記載のとおりに変更することを提案する。

(2) 株式分割の件

① 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」及び「(3) 定款一部変更の件(2)」が承認可決されることを条件として、当社普通株式について、以下のとおり株式分割を行う。

ア 分割割合	1株につき10株の割合とする
イ 分割の基準日	本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日
ウ 分割の効力発生日	本定時株主総会の日翌営業日から起算して、4週間後の日

② 提案の理由

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」に記載する理由から、株式分割を提案するものである。

(3) 定款一部変更の件(2)

① 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」及び「(2) 株式分割の件」が承認可決され、議案「(2) 株式分割の件」における株式分割の効力が発生していることを条件として、定款第5条を以下のとおり変更する。

(発行可能株式総数)

第5条

当会社の発行可能株式総数は、9,600万株とする。

② 提案の理由

議案「(1) 定款一部変更の件(1)」に記載の株式分割に伴い、現行定款第5条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数の増加を行うものである。

(4) 定款一部変更の件(3)

① 議案の要領

定款「第3章 株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案

を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(決議事項)

第12条

当社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、自己株式の消却に関する事項について決議することができる。

② 提案の理由

当社は発行済株式の約14.0%に相当する438,400株の自己株式を保有している(2021年12月31日時点)。東京証券取引所に上場する全企業の約3,800社のうち、発行済株式総数に占める自己株式の割合が当社よりも高い企業はわずか207社であり、当該割合の全企業平均値はわずか約3.8%であるなど、当社の自己株式保有比率の高さは異常である。

当社がこれほど多くの自己株式を保有し続ける正当な理由は存在せず、他方、当社株主はこの自己株式が再び市場に出回った場合に株式価値の希薄化というリスクを負う。

当該リスクを排除し、投資家に当社株式の真の価値を把握してもらうためには、自己株式の約90%に当たる394,560株の自己株式を消却することが効果的であり、この自己株式の消却は、当社の企業価値を高めることに貢献するが、これによる悪影響は生じない。

そこで、株主総会において自己株式の消却に関する事項を決議できるよう定款を「議案の要領」記載のとおりに変更することを提案する。

(5) 自己株式の消却の件

① 議案の要領

議案「(4) 定款一部変更の件(3)」が承認可決されることを条件として、保有する自己株式394,560株を消却する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した株式数に調整(株式分割に基づく調整を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る株式数を、必要な調整を行った後の記載に読み替えるものとする。

② 提案の理由

議案「(4) 定款一部変更の件(3)」に記載の理由から、自己株式の消却を提案するものである。

(6) 剰余金の処分の件

① 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金 800 円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し同定時株主総会において承認された当社普通株式 1 株当たりの剰余金配当額を控除した金額（同定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金 800 円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社の 2022 年 3 月期期末配当として普通株式 1 株につき上記イの 1 株当たり配当額（配当総額は、1 株当たり配当額に 2021 年 12 月 31 日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の 3 週間後の日

② 提案の理由

当社の現金及び現金同等物は、過去 20 年間増加し、世界的パンデミックの中でも、2020 年 3 月末から過去 1 年間で 12%増加した。安定的な財務基盤は支持するが、貸借対照表上の資産の約 7 割が現金であることには合理性がない（2021 年 12 月 31 日時点）。

これ程現金が多いのは、当社が株主還元を優先していないからである。過去 5 年間の配当性向平均は、同業他社の日本ペイントの 35%、関西ペイントの 38%に対し、当社は僅か 14%に留まった。

現金に対するリターンは資本コストを遥かに下回るため、当社は、資産の大部分を現金で保有することで ROE を低下させ、株主価値を毀損している。当社は、資本政策及び資産の約 7 割を現金で保有する理由を開示していない。

非効率な貸借対照表を是正し、株主に適切に還元するため、配当性向を 30%とし、2022 年 3 月期の配当金を 400 円から 800 円にすることを提案する（2021 年 12 月時点の発行済株式数（自己株式を除く）2,696,377 株に基づくと、配当総額は 2,157 百万円）。

(7) 定款一部変更の件(4)

① 議案の要領

定款第 20 条（取締役の任期）第 1 項を以下のとおり変更する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 提案の理由

コーポレート・ガバナンス強化への意識の高まりを背景に、各社で取締役の任期を2年から1年に短縮する動きが出ている。2020年の東証全上場企業のうち、取締役任期が1年の企業は74%で、6年前の58%から増加した（東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2017、2021より推計）。取締役の任期が1年になることで、株主がより頻繁に意見表明できるようになり、対話と説明責任の向上が促進される。

当社のコーポレート・ガバナンスの脆弱性のひとつとして、取締役任期2年制を採用していることが挙げられる。そこで、株主がより頻繁に意見を述べることができるように、取締役の任期を現在の2年から1年に短縮することを提案する。

(8) 定款一部変更の件(5)

① 議案の要領

定款第18条（取締役の員数）を以下のとおり変更する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

当社の取締役は、10名以内とし、2名以上は独立社外取締役とする。

② 提案の理由

コーポレートガバナンス・コードでは、取締役会の独立性の問題が頻繁に強調されており、支配株主を有する上場会社については、取締役の3分の1以上を独立社外取締役とすること、支配株主がないスタンダード市場の上場会社でも、独立社外取締役を2名以上とすることを定めている。東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2021によると、全企業の85%が独立社外取締役を2人以上選任している。

当社は支配的な株主と大きく関わっており、代表取締役会長、代表取締役社長、その他取締役1名が支配的な株主の関係者であり、独立社外取締役は1名のみで構成されている。この取締役会の構成に起因して、当社の少数株主は不当な取扱いを受けるリスクにさらされている。

経営陣及び取締役に対する効果的な監督を担保し、取締役会に多様な視点をもたらすため、提案者は、当社が少なくとも2名の独立社外取締役を選任する旨を定款に定めることを提案する。

(9) 定款一部変更の件(6)

① 議案の要領

現行の定款に以下の章を新設し、現行定款「第7章 計算」を「第8章 計算」へ変更の上、第43条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第7章 温室効果ガス排出量の開示

（温室効果ガス排出量の開示）

第43条

当社は、毎年、当社のスコープ1及びスコープ2の温室効果ガス排出量を開示する。

② 提案の理由

コーポレートガバナンス・コードは、基本原則2の考え方において、「サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要である」としている。同業他社である日本ペイントや関西ペイントが、サステナビリティ課題に取り組み、透明性のある情報開示を行っている一方、当社はサステナビリティに関する基本方針の策定、環境改善のための目標の設定を怠っている。

温室効果ガス（以下「GHG」）削減のための世界的な協働の一環、また2050年までにGHG排出を実質ゼロにするという日本独自の目標の一環として、企業が環境への影響を認識し管理することは極めて重要である。

当社は、完全かつ包括的なサステナビリティ・ポリシーを策定する必要があるが、ステークホルダーへの説明責任を果たすための第一歩として、GHGプロトコルに則り、スコープ1及び2のGHG排出量を開示することを提案する。

以上